

あすかたろうファンクラブ規約

第1条 目的

本クラブは、歌手あすかたろう（以下「たろう」と略す）が行う演奏活動に賛同し、それを支援することを目的とする。

第2条 本部

本クラブの本部は、たろうが所属する「あすかカラオケスタジオ」に設置する。

第3条 会員等

たろうの歌唱を聞きたいと思う有志が会員となる。会員は本部に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを登録する。本部は会員の情報を本クラブの目的以外に使用しない。

第4条 役員

当面、鎧澤勇を会長とする。次回規約改正時に役員を見直す。

第5条 活動内容

たろうの演奏会への参加、演奏会開催への協力、本クラブ会員増加の諸活動を行う。

第6条 会費等

当面、入会金、会費等クラブへの参加にかかる費用は無料とする。次回規約改正時に見直す。

第7条 規約改正

本規約の改正は、役員が提案し、会員の過半数の異議がなければ成立することとする。

第8条 その他

本規約は、2025年11月1日に発布し、同日より実施する。

以上